

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第四十九号

昭和二十七年五月九日(金曜日)午前十一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員 平沼彌太郎君

理事 大矢半次郎君

岡崎 眞一君 黒田 英雄君 薄淵 春次君 小宮山常吉君 小林 政夫君 森 八三一君 野溝 勝君 波多野 鼎君 菊田 七平君 油井賢太郎君

政府委員

大蔵省理財局長 石田 正君 大蔵省銀行局長 河野 通一君 大蔵省銀行 局総務課長 福田 久男君 大蔵省銀行 局銀行課長 大月 高君

事務局側

常任委員 木村常次郎君 会専門員 小田 正義君 会専門員 横山 正臣君

説明員

大蔵省理財 局管理課長 横山 正臣君

本日の會議に付した事件

○参考人より意見聴取に関する件

○貴金屬管理法の一部を改正する法律 (案(内閣提出))

○委員(平沼彌太郎君) それでは只今から大蔵委員会を開催いたします。昨日のちよつと御報告申上げます。昨日の委員会において日銀総裁の一万田さんを参考人として呼ぶことにつきまして、昨日午後四時ちよつと過ぎに日銀に参りまして、総裁にお目にかかりまして、いろいろお話ししました。快よくお引受け下さいまして、十四日水曜日の午前十一時に大蔵委員会に伺うという事にきめて参りました。勿論その日は十時から普通の他の法案についての御質疑を願うのですが、十分質問事項をお揃え下さいまして、よろしくお願いいたします。

○野溝勝君 誠に結構であります、私はそのときに内容は知らんですが、独立後の金融政策ですか、金融動向を聞くのですか、どつちですか。政策など聞く必要はないと思ひます。私はそんな不見識なことはいやです。立法院ですからね。ですから金融の動向とか、意見を聞くのですから、その点はどうかですか。

○委員(平沼彌太郎君) それが主体なんです。併し現在いろいろな法案が出ておりますので、これについて

○委員(平沼彌太郎君) 次に貴金屬管理法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○油井賢太郎君 この第十七條の二の金売捌業という点ですが、これはどのくらいの人をおきめになるというところか、或いはそれと金売捌業に対する手数料というのはどの程度に決定する予定になつていますか。

○政府委員(石田正君) 加工用の金売捌業につきましては、これは申請を待ちまして認可制度に変わるわけでありまして、御承知の通り金の売戻しは餓山に對してやるわけでありまして、一番初めに...で、餓山が直接需要者に売るといふ途も開いてあるわけでありまして。若し餓山自体が全部消費者に、需要者に対して、売拂う上におきまして、支障がなければ、必ずしも金売捌業者というものがなくてはならないわけでありまして。ただ餓山及び餓山会社の所在地というものが地域的に限定されておる。従ひまして需要者との間において不便を来たす虞れがあつてはいけない。そういう意味におきまして、加工用金売捌業というものを認め

○委員(平沼彌太郎君) 加工用の金売捌業者というものがなくてはならないと思ひます。それから金の取扱いは専門的な知識を相当要するわけでありまして。又信用の厚いところでなければなりませんのでありまして、その意味におきまして、数はおのずから限定せられるということが適當であろうかというふうにお思ひしております。又需要者の立場と、それからしてこの売捌きをいたしますところの關係におきま

して、手数料の問題が生ずるわけでありまして、需要者の立場から申しますならば、成るべく手数料が低廉であることが望ましいというところになることは当然であると思ひます。そういう意味におきまして、余り多数の加工業者を認めるといふことに相成りますと、非常に僅かな分量を一部のものに扱ふということによりまして、手数料も若しくはさん認めなければならぬ自然大きな引上げをしなければならぬ、手数料の幅を狭げなければならぬという問題も起つて来るだろうと思ひます。この点も余り適當でない。我々

○政府委員(石田正君) 第十條にございましては、手数料というものは成るべく幅の狭いものであることが望ましい、かように考へておるものであります。或いはこれは鶏が先か卵が先かということになるだろうと思ひますが、手数料といたしましては、成るだけできるだけ低廉にするということに心がけてやつて行きたい、かように考へております。

○油井賢太郎君 趣旨はわかるのですが、具体的にどの程度にする予定なんですか。

○政府委員(石田正君) お尋ねは加工業者の数がございまして、それとも手数料の金額のほうの問題でありますか。

○油井賢太郎君 今のは手数料の金額は、例えば一トレオンスについてどの程度、或いは売上金の何%、そういうふうな大体的標準はおありになると思ひます。これはどの程度なん

○政府委員(石田正君) 大抵私たちの考えから申しまして、一グラム当り四円以下ぐらいが適當ではないか、またはつきり数字を以ちまして確定したわけではございませぬが、感じとしては、そのくらいのところを頭に置いておるわけでありまして。

○小林政夫君 今の価格の問題ですが、第十條ですね、第十條で売却価格が、恐らく三種になるのですね。今のそのの値段の相違、それを聞けば今のものは含めてわかると思ひます。

○政府委員(石田正君) 第十條にございましては、政府が一編産金業者から買上げるときには、この値段というものはここに書いてないわけでありまして、それから今度は売戻すわけでありまして、その場合の価格が第一の価格でございまして、それから金納入者が自分で以て売ります場合と、それからして加工用の金売捌業者が売ります場合と、そういう行く場合があるわけでありまして、この場合におきましては、この規定の第二の価格と申しますのは、加工用金売捌業者に売却する場合、それからして金売捌業者が他の金売捌業者に売るとき、この場合でございまして、あとのほうの場合は大抵ノー・マージンということに相成るかと思つております。それから一番最後の場合が需要者に売却する場合、こういうことに相成るわけでありまして、今油井委員からのお尋ねの点は、一番最後の段階の場合、かように考へ

○委員(平沼彌太郎君) 大抵私たちが考えから申しまして、一グラム当り四円以下ぐらいが適當ではないか、またはつきり数字を以ちまして確定したわけではございませぬが、感じとしては、そのくらいのところを頭に置いておるわけでありまして。

○小林政夫君 今の価格の問題ですが、第十條ですね、第十條で売却価格が、恐らく三種になるのですね。今のそのの値段の相違、それを聞けば今のものは含めてわかると思ひます。

○政府委員(石田正君) 第十條にございましては、政府が一編産金業者から買上げるときには、この値段というものはここに書いてないわけでありまして、それから今度は売戻すわけでありまして、その場合の価格が第一の価格でございまして、それから金納入者が自分で以て売ります場合と、それからして加工用の金売捌業者が売ります場合と、そういう行く場合があるわけでありまして、この場合におきましては、この規定の第二の価格と申しますのは、加工用金売捌業者に売却する場合、それからして金売捌業者が他の金売捌業者に売るとき、この場合でございまして、あとのほうの場合は大抵ノー・マージンということに相成るかと思つております。それから一番最後の場合が需要者に売却する場合、こういうことに相成るわけでありまして、今油井委員からのお尋ねの点は、一番最後の段階の場合、かように考へ

して、手数料の問題が生ずるわけでありまして、需要者の立場から申しますならば、成るべく手数料が低廉であることが望ましいというところになることは当然であると思ひます。そういう意味におきまして、余り多数の加工業者を認めるといふことに相成りますと、非常に僅かな分量を一部のものに扱ふということによりまして、手数料も若しくはさん認めなければならぬ自然大きな引上げをしなければならぬ、手数料の幅を狭げなければならぬという問題も起つて来るだろうと思ひます。この点も余り適當でない。我々

○政府委員(石田正君) 第十條にございましては、手数料というものは成るべく幅の狭いものであることが望ましい、かように考へておるものであります。或いはこれは鶏が先か卵が先かということになるだろうと思ひますが、手数料といたしましては、成るだけできるだけ低廉にするということに心がけてやつて行きたい、かように考へております。

○油井賢太郎君 趣旨はわかるのですが、具体的にどの程度にする予定なんですか。

○政府委員(石田正君) お尋ねは加工業者の数がございまして、それとも手数料の金額のほうの問題でありますか。

○油井賢太郎君 今のは手数料の金額は、例えば一トレオンスについてどの程度、或いは売上金の何%、そういうふうな大体的標準はおありになると思ひます。これはどの程度なん

して、手数料の問題が生ずるわけでありまして、需要者の立場から申しますならば、成るべく手数料が低廉であることが望ましいというところになることは当然であると思ひます。そういう意味におきまして、余り多数の加工業者を認めるといふことに相成りますと、非常に僅かな分量を一部のものに扱ふということによりまして、手数料も若しくはさん認めなければならぬ自然大きな引上げをしなければならぬ、手数料の幅を狭げなければならぬという問題も起つて来るだろうと思ひます。この点も余り適當でない。我々

ている次第であります。

○小林政夫君 それはわかつているので、そこで今のお話でも、売却価格というものは三本建になるわけですね。その三本建を勿論これからいろいろおきめになるでしょうが、仮定すれば、例えば政府の金納入者に対する売却金を四百五十四、四百一円とするならば、次の段階、あと二つはどうなるのか。そこでマージンが得られますが、何%かということを見てやるのか、その案はあるのかどうか。ここにすでに明らかに法文に三種の価格を予定されておられます。絶対額は別として、マージンの歩率というものはおよそ頭にある。それを言つて頂きたい。三段に分けて……。

○政府委員(石田正君) 政府から金納入者に売ります場合、これは殆んどマージンなしに、買上価格と近い価格で売るのが当然であると考えておられます。それからその次に一番最後の段階に需要者に売りますところの値段、これが又一つの片方のほうにおきますところの大切なポイントだろうと思つております。その点が主といたしましてこの一番最後のところに掲げてありますところの国際市場価格とか、或いは国内の生産、消費の事情とか、そういうことによつてきまりますところの価格、それが一番最後に抑えられるわけでございます。そこに行くまでの間にどれだけののそれを間に立つ売却業者にマージン認めたらよろしいかという点につきましては、これは大きなものを認めるわけには行かない。常識的に言つて一グラムについて四百一円で政府が買取つて、或いは五百円で買取る、そういうところを考えますと、せいよく四

円程度ではないだろうか、かように存じておるわけでございます。今度はそういういたしますと、一番最初に価格を売らやつを幾らにするか、最高額を幾らにするか、それが四百五十円であるか、五百円であるか、或いは五百五十円であるかというところは一番大きな問題であるか、かように考えておる次第であります。

○小林政夫君 そういふ考え方は別として、実際問題として例えば納入者から加工業者が売るとき、大体この趣旨は納入者に対して相当の実質的な金の値上をして収入をよくしようという建前なんです。中間マージンが多くては消費者も迷惑だし、金採掘業者も困る。そこで一応納入者が加工業者へ売る値段と、納入者が販売する値段ですね、それから加工用金売却業者が売却する場合、又加工用金売却業者が需用者に売る価格、その間のマージン、その最終価格が五百円なら五百円と抑えられて、その五百円の中には加工用金売却業者のマージンがどれだけ入るかということですね、結局は……。

○政府委員(石田正君) 簡単に申し上げますと、一つの仮定でございますが、仮に産業界の例をとりますと、それからこのほうが丁度四百円である、それから需用のほうの関係が五百円、こういうことに相成ります場合には、大ざっぱに申しますれば四百円の価格に近いところで金納入者に返す。金納入者が今度五百円で売ると、これが一番常態でございます。ところがその間にそういうようにすることが不便であるというので、どうしても金売却業者というものを入れなければならぬ、こういうことになりまして、ここに手数料の問題

が起つて来る、それが今言いました百円なり百円の差があるならば、四円とかいう程度以下のものでなければならぬ、かように考えております。なお金納入者が売却業者を通じませんで直接需要者に売ります場合手数料は勿論金納入者に帰属する、こういうことでございます。

○小林政夫君 売却業者は今後加工用金売却業者を指定し、又売却業者というものをきめますね、今まで歯科用金地金販売業者と新しくここに加工用金売却業者というものを設定するというか、歯科用金地金販売業者と一般の加工用金売却業者を分ける必要がどういふところにあるのですか。

○政府委員(石田正君) この歯科用の場合になりますと、実際の需要者はお医者さんです。お医者さんは非常にたくさんあるのでございまして、それがまたまつてやらなければならぬということになります。そういういたしますと、それを一括して需要者が一つの団体になつて申請する、こういう形になるわけでありまして。そういう意味におきまして、それに拂下げをする、非常に今度細かく分割しなければならぬ、そういう特殊の技術が要るわけでございます。そういう特殊な技術でございまして、今まで設けておつたわけでございます。そういうところに対しましては直接国から拂下げをする、拂下げてからあと分割するといふために特別のそういう機構が要つたわけでございます。今度のはそういうではなくて、大口も小口もございまして、大体大口が多いと思うのでございまして、そういうところが買取ります場合に中に立つて經由して行かなければならぬ、

そういう意味で新しく売却業者を認める、こういうわけでありまして。新しく売却業者を認めるというわけでございます。○小林政夫君 そうすると、今までの歯科用金地金販売業者というものは今度新しくできる加工用金売却業者というものがあつることになるわけですか。

○政府委員(石田正君) ちよつと御質問の趣旨がよくわかりませんでした。○小林政夫君 今の御説明だと、例えば歯科用に関する限りにおいては歯科用金地金販売業者というものは納入者から直接買わずに、今度新しく設けられる加工用金売却業者から買つことになるのですか。

○政府委員(石田正君) この歯科用金加工業者というものは、これは需要者でございます。結局はそのものが加工用金売却業者から買つたほうが便利であると思つたならば加工用金売却業者から買つことにいたします。併し大量でありまして、これはそれをする必要はなく、コンネクションがいろいろ直接金加工業者から買つてもよろしいということになります。直接買つと、こういうことになると思つております。

○小林政夫君 併しそれで今歯科用のほうは小口に分散すると言われるけれども、一般の蔭蔭等に使う場合においても、かなりこれは中小企業者も多いと思つて、相当分散されるのだと思つて、相分散されるのだと思つて、同じ金を扱う販売業者は、これは免許制にするといふことはいいと思つて、はつきりその歯科用金地金販売業者、又一般の加工用金売却業者と

いふふうに販売業者を区別して置く必要があるかどうか、ただ単に加工用金売却業者ということでは、その中には歯科用のものを専門に扱うものもあるというふうなことで、これは主管大臣は厚生大臣と通産大臣とか、いろいろ変つて来るようですが、けれどもこの販売業者としては一本建でいいじゃないですか、名前その他については……。

○政府委員(石田正君) これは歯科用の金加工業者が同時に金売却業者という名前をとつて、その分だけ取扱うということとは絶対にいけないという事はないと思つて、ですから兼ねて行くということもあり得るかと思うのであります。併しどうしても一つにしなければいけないという理由も又ないわけでありまして、従つて私の方としては両建に考えておるというわけでございます。

○油井賢太郎君 次に一体政府は金を貨幣として保存したいというような意思があらくなるのかどうか、この点はどうですか。

○政府委員(石田正君) これはどの国でもそうでございますが、金というものは国際決済手段としていつでも通用できるというのが、昔からそうでありまして、今日におきまして、なお続いておるわけでありまして、その意味におきましては大切なものでございまして、できるだけ政府の手にかつて集めることが望ましい。かように考えております。

○油井賢太郎君 提案理由の説明には貨幣用以外の金についてというふうな文句が使われておるのですけれども、実際に貨幣を金で以て作る意思があるか、或いは貨幣として現在保有されて

○小林政夫君 併しそれで今歯科用のほうは小口に分散すると言われるけれども、一般の蔭蔭等に使う場合においても、かなりこれは中小企業者も多いと思つて、相当分散されるのだと思つて、相分散されるのだと思つて、同じ金を扱う販売業者は、これは免許制にするといふことはいいと思つて、はつきりその歯科用金地金販売業者、又一般の加工用金売却業者と

いふふうに販売業者を区別して置く必要があるかどうか、ただ単に加工用金売却業者ということでは、その中には歯科用のものを専門に扱うものもあるというふうなことで、これは主管大臣は厚生大臣と通産大臣とか、いろいろ変つて来るようですが、けれどもこの販売業者としては一本建でいいじゃないですか、名前その他については……。

いる量が、日本のいわゆる貨幣制度に
適当した数量があるかどうか、そん
う点はどういふふうになつてお
か。

○政府委員(石田正君) この貨幣とい
う言葉が或いは誤解があつたかも知
れないのでありますが、日本政府とい
うことは、ゴールド本位を作らうとい
う気持ちを持つておられるわけでは
ありません。併し決済をいたすとい
うことは、併し貨幣と貨幣との間の
振替が行われるわけでありませ
「もの」として決済するのでなく
「かね」の代用として決済すると、こ
ういふふうなことに結局なつて来る
わけでございます。何と申しますか、
貨幣制度として金本位をやるうと、
さういふ意味を考へておられるわけ
は、大抵御承知の通り、今の
世界の現状から申しまして、純然たる
金本位をとつておる国というのはい
わけてございます。併しながら金の用
途を分けます場合に、貨幣用と産業用
という分け方を一応いたしてお
るわけでございます。なお日本の通
貨の発行準備として金は何ほどある
か、こゝういふわけでございますが、こ
の問題につきましては、現在通貨を
発行いたします日本銀行がどれだけの
金を持つておるかとお尋ねかと思
うのでございます。これはいろいろ
ずかしの問題がございまして、い
又別途法案を提出したいといふ
うに思つておられますが、従来は日本
銀行の持つておられます金も、皆占領
によつて接収せられておつたわけ
でございます。これを講和條約発効と共に
日本政府の処分にあつたといふこと

とが起りまして、併しそれでありま
すから、当然その金といふものは日本
銀行に属するといふことと、接収され
た金といふものは、ひとり日本銀行
は政府のものだけでなく、非常にい
ろんな方面から接収されてお
で、その実態を取扱ふなければなら
ないといふことによりまして、いろ
と報告を聴取する法案を提出した
と思つておられますが、その端緒を
待ちまして、さういふ点は明白にな
つて来ると思つておられます。今にわ
かにどれだけ貨幣用金があるかとい
うことは申上げかねる段階にある
わけでございます。

○油井賢太郎君 それは今のお話で
かりました。では日本の金の売買
格といたしましては、アメリカ政府の
格を基礎にして、一体金の価格と
理由にあるのですが、一体金の価格
いふものは、何もアメリカの単位を
本で基礎に必要はないと思つて
策上から言つて、日本自らの経済情
にマツチする金の価格がきめられ
いと思つておられますが、この点
ふうなるのですね。今後もこ
ふうにアメリカの買入価格を基
て産金政策といふのをやりな
ですか。それとも独自の立場で、
どうしても必要ならぬから、相当
の上るような方針をとるか。この
んですか。どういふふうにお考
なつておられますか。

○政府委員(石田正君) 日本が通貨
か、為替とかいふふうな問題をど
置して行くかといふ問題は根本に相
らうかと思つておられます。今の
る日本政府といふことは、これ

いずれ御審議を願ひたいと思つ
りますが、國際通貨基金に加入する
うことをいいたしたいと思つてお
けでございます。國際通貨基金にお
ましては、各國通貨の価値と申す
か、平価と申すか、これを現在の
アメリカのドルの純分と申すか、
金と申すか、さういふものによつ
て現わすといふことに相成つてお
けでございます。それから又それを基
準として通貨的に行はるゝな取引を
しなければならないといふことに相
おるわけでございます。我々はその
大きなラインによつて進みたい。か
うに考へておる次第でございます。
いままで、それに基いてアメリカの
ONS三十五ドルといふふうなもの
て来るわけでございます。なお、金
問題は非常にむづかしいのであり
が、金が非常に大切であるとい
こと、日本の産金が今どうであるか
うことは、これは又遠つた問題な
でございます。産金業の実態とい
をよよく考へなければならぬと思
も、又他面におきまして、今申し
たような点をやはり十分配慮しな
ばならない、こゝういふふうな
るわけでございます。

○油井賢太郎君 その点がちよつと
然としておられるのですが、両方
ていわれる産金政策を立てるんだ
いまして、実際的には一体買入
を成る程度高くしても金の生産
ものを殖やすのか、やはり金の
いふものを標準として、まあそれ
にマツチするだけの生産能力があ
けでたぐさんのかといふふう
つに分れるかと思つておられ
る大きな政策としては政府はど

をとおりになるか。
○政府委員(石田正君) 大蔵省とい
ましては、通貨とか、貨幣とかい
のは極めて重大な問題である、か
に考へておられます。これは國民
般に影響のあるものでござい
どうしてもこれを中心に考へな
ならんと思つておられます。仮に
貨基金に我々加入いたしました場
に、國際通貨基金の定めた価値
取引すること全然見込めないだ
いふことと考へますれば、産金
実情はともかくといつたして、
大きなところに副つて行かな
らんのではないか、かように考
る次第でございます。なお今
をいたそうといふ理由は、國
通貨基金におきまして、貨幣
いふものと、それから産業用の
うものを分けて、そして産業用
つては貨幣用の金と違つた価格
してもよろしいといふ決議があ
けでございます。さうして多くの
それに従つてやつておる。アメ
さうはやつておられます。アメ
つておる国があるわけでありま
それはやはりその金の産金事情
の考へてやつておるわけでは
す。それと同じ程度のことでは
がやれることと考へておるわけ
いであるかといふので、この
をいたしたいと考へておる次
います。

○油井賢太郎君 又元に戻す
が、一体アメリカの金の価格の
日本の政府の買入価格の差はど
いあるのでしょうか。
○政府委員(石田正君) 一オンス
リカが三十五ドルでございます

本は今一ドルが三百六十円
す。これから算定しますと、一
四百五十円十銭といふ数字
ます。

○油井賢太郎君 一オンスに直
と……

○政府委員(石田正君) 一オンスは
先ほど申しましたように三十五
ありますから、三十五ドルに
三百六十円をかけたのであり
それはすぐ数字が出て来るので
して、それは一オンスにいた
は一万二千六百円になります。

○油井賢太郎君 日本とい
きの一グラム四百五十円とい
ONSの目方に換算すると幾ら
ですか。

○油井賢太郎君 そうすると、結局
アメリカの金の値段と日本の政
値段とは殆んど同じだとい
ね。

○政府委員(石田正君) いま日本
府は四百一円で買取つてお
いふのは、今申しました四百
というのから輸送費その他を
して、向うへ出して、ドルな
ルに替へた場合といふことを考
そのマージンを引いて四百一
相場を買取つておられるわけ
○油井賢太郎君 そう計算
一万二千五百五十円とい
つて、アメリカの一オンス一
百円と殆んど大差ないので
○政府委員(石田正君) これは日本
三百六十円といふ為替相場を出
る以上、当然同じ価格で行くべき

○油井賢太郎君 一オンスに直
と……

○政府委員(石田正君) 一オンスは
先ほど申しましたように三十五
ありますから、三十五ドルに
三百六十円をかけたのであり
それはすぐ数字が出て来るので
して、それは一オンスにいた
は一万二千六百円になります。

○油井賢太郎君 日本とい
きの一グラム四百五十円とい
ONSの目方に換算すると幾ら
ですか。

○油井賢太郎君 そうすると、結局
アメリカの金の値段と日本の政
値段とは殆んど同じだとい
ね。

○政府委員(石田正君) いま日本
府は四百一円で買取つてお
いふのは、今申しました四百
というのから輸送費その他を
して、向うへ出して、ドルな
ルに替へた場合といふことを考
そのマージンを引いて四百一
相場を買取つておられるわけ
○油井賢太郎君 そう計算
一万二千五百五十円とい
つて、アメリカの一オンス一
百円と殆んど大差ないので
○政府委員(石田正君) これは日本
三百六十円といふ為替相場を出
る以上、当然同じ価格で行くべき

○油井賢太郎君 一オンスに直
と……

である。ただ四百五十円十銭で買いました。これをアメリカに持つて行つてドルに替えれば、いろ／＼輸送費その他がかかるわけでありませぬ。そこで四百五円では買つて行かないから、マーティンをとるために四百一円で買つて、こういうわけでございます。

○油井賢太郎君 最近塩の専売法や何かで塩の値段のことを政府側からいろいろ、我々は聞いておるのです。輸入塩は七千円、日本で生産される塩は一万三千円もしておる。そういうふうな二重価格になつて、現在日本の製塩業者に対していわゆる助成をやつておるといふような形なんです。ところが金の場合でいうと、アメリカのドルが三百六十円だからといつて、それが原則にならば、さつき申上げた塩の値段なんかは二重価格となつておる。これは大変な軋轢が来るわけですね、そういう点は産金政策になぜ現わさないかというのですが、二重価格制度とか何かをとつて、その点はどうかですか。

○政府委員(石田正君) これは金というものの特殊性に依するものでありまして、金の値段というものは即ち通貨の価値を示すものである、こういうことになつております。それがまあ何と申しますか、常識という言葉をあるかも知れませんが、そういうものなものであります。従ひましてそれを二重価格にするというものは通貨の価値が二重になる、二重の為替相場を立てておる、こういうふうにとられやすい、これは金が二つありまして、貨幣用の金でありますならば二重価格というものは、二重価値乃至は二重相場、二重

為替相場ということになる、そこで今度のは要するに通貨として二重価格とか二重為替相場ということとを避けると同時に、貨幣用でないところの産金用のものについては、相当それと違つた少し高い値段を出さうというのが今回の法案の趣旨でございます。

○油井賢太郎君 それでその貨幣用以外の金の値段は何割くらい高くなつておるのですか、それはこれからさきのお話ですが、併し大体の目標はおきめになつておると思つておる。あつては法律ができてから二月になつておるの、その見通しはどうか、どういふうになつておるのですか。それは今発表できないのですか。

○政府委員(石田正君) これはこの法案の先ほど読みましたところにもございまして、先ほど申しましたところから申しますと、消費者のほうの考え方から申しますと、現在のままでやつて欲しい、こういうのは当然だと思つておる。特にまあ農科用の方面とか或いは輸出用でございまして陶磁器に使つておる、そういうふうな方面から申しますと、やはり国際的に一番安いところの価格と申しますか、そういうところから申しますと、これは当然であるから申しますと、これはまあ六百八十円くらいにして欲しい、こういうお話があるわけでありませぬ。私たちがこれはまだ決定はいたしておりませぬけれども、併し私たちが各国におきましていろいろと金が産金用に売買されておる、その値段というものを見合ひまして、これが一つ上つておる国際価格という面もございませぬ、その点が極めて重要であらうとかやうに考えておる

わけでございます、と申します。先ほど来御質問がありましたように、先ほど、何と申しても通貨とか貨幣というものは一番大切なものである、ただ許される範囲において業界のために困らなければならぬという考え方でありませぬので、私たちが大蔵省としておる、この国際市場価格というものを相当重要視して考えておるわけでございます。なお、ただ国際市場価格につきましても、いろ／＼と動いておる、いよ／＼そのときになつて見ましても、結局はつきりしたことは言えないと思つておるし、それから一遍定めましても、それは定めつきりですつと行くものでなくして、国際市場価格の変動もございませぬ、そこらところを私も眺み合せて、或いは変更がたび／＼行われるということもあつておると思つておる。

○油井賢太郎君 どうも今の御説明ではちよつと納得いかんのですが、さつきはドルを単位にして金の価格をおきめになる、そうすればドルというものは一オンス三十五ドルで以てアメリカは固定されておる、そういう点からいつて、まあ国際市場の金の値段の変動ということを今新たに話になつたのですが、日本の場合で言うときとアメリカのいわゆる金ドルというものを中心にしてやればそんなに変動はないわけですが、ただこの場合に二重価格のものという、今の貨幣用以外の金というものは或る程度高くしてもいい、こういうふうなお話なんです、而も許された範囲内という、その許された範囲内というの、何割くらいを目標にされるかという、ことに結局なつて来る。

○政府委員(石田正君) これは貨幣用のものについては変更する意思は全然ございませぬ。ただ問題は産金用のものがどうなるかという問題でございませぬ。この問題はよその国の振合を見なければならぬというの、はなせかと申しますと、金というものは貨幣の価値というふうな点から見られる点が非常に重要であるわけでありませぬ。よその国におきましていわゆる貨幣用の値段と産金用に開きがある、例えば一割とか二割というマーティンであるのに、日本ひとりだけが四割とか五割というふうなわけには、これは国際市場上いかにあつておる、我々は考えておるわけでありませぬ。それから例へばよその国の市場が四割、五割といふふうな開きをしておるということでありませぬ。ならば、業界のために、それに近いところまで持つて行くということは考えられようと思つておる、併しそれが一割、二割であるといふふうな場合には、それを三割、四割にするわけにいかない、併しそれが三割、四割か、一割、二割かということが、これが予言できないのでございまして、いろ／＼と動いておる、そのときの事情を参酌して考えたい、かようなわけでございます。

○波多野君 今日の新報を見ておると、産金業者の側からグラム当り例の六百円とか七百円といつたようなふうな話が出ておる、これとどういふふうな関係があるか、非常に強いといふことを新聞で報じておる、この金の価格の問題は、今政府委員の言われたように、通貨制度の問題と基本的な繋がつておる、日本の通貨政策を要するといふ、この話をはわかるけれども、今のドル三百六十円というレートを取持して行く

という方針の下では、産金用の金といへどもその価格は余り上げるといふことは私はどうかと思つておる。この前委員会で聞いたときに、一グラム今四百一円であるけれども、為替レートから言へば四百一円だが、これは大体五百円見当に上げるといふことを言つておられる。この五百円見当に上げるということさえも私は問題だと思つておる。これさうもすでに問題を含んでおると思つておる、この加工用金の海外市場価格調、資料としてもらつたものを見ておる、香港とマカオ、こういうふうな相当事情不安な所だけなんです。日本も政情不安だと言へばそれは別なんだが、五百円にまで上げるという根拠についても非常に疑いを持つ。このことが通貨政策に非常に影響があるから、疑いを持つて慎重に考えなければならぬと思つておる、一面産金業者の側から言つて、それから又加工用に使つて輸出するといふ面から言つて、相当考えなければならぬ点もある。その点のいろ／＼なプランスをとつて五百円ということに大体方針をきめておられるようですが、もう少しその点を考え直す必要がないか、私は今ポンドの為替相場がだんだん強くなつて行つておる。それからドルの問題については問題は殆んどない、私は思つておる。ただこういう政情不安な所においてこそ、こういう問題が起つておるといふふうな思つておる、為替政策を基本的に、日本の通貨政策の基本を、金を本位制度において立てて行くという建前から言つて、もう少し考えてもらいたい点があるように思つておる、その点どういふか、もう少し説明して頂きたい。通貨

政策はちやんと変えないのでしよう。変えらるゝとなれば又問題は起るのだが……。

○政府委員(石田正君) これは貨幣と

か通貨という問題の根本問題であります。非常にもむずかしいのであります。が、今現に日本政府といつたしまして、為替相場を対米三百六十円といつておりました。これを変える意思は毛頭ございせん。ただ更にそれを進んで金にリンクして金本位をやるとか、或いは金為替本位といふものを明文で謳うかどうか、これは大問題であります。我々はまだそこまで研究もして、結論を下すという立場にはなつていないわけです。ただ三百六十円を堅持するということは努めて行きたい、かように考へております。それからなおその点から申しまして、これを本當に真剣に守らうとするならば、あらゆる金の値段といふものは、三百六十円を基礎としてやるべきであつて、一切それ以外の値段といふものは認めべきではない、こういうことに相成ると思ひます。ただ金といふものが現に日本において産してあり、そうしてそれが又貨幣用の金にもなり得るといふことであります。成るべくもそういふ金といふものの産出を維持し、できればこれを殖やし、そうして貨幣用のストックを殖やすといふことは通貨自身の価値を維持する上において大切である、こういうふうな考へます。で、そういうことができれば、そういうことをいたしたい、かように考へておるわけでありませう。それからなお實際問題といつたしまして、この金の重要性と、それから産金業の実際といふものが、日本におきましては遺憾ながら

乖離いたしております。金が非常に日本としては大切であると同時に、それを産出するところの産金業といふものの品位と申しますか、そういうふうなものが非常に低い、そこに矛盾があるわけでありませう。そこでその矛盾をほつたらかして行くわけにはいかんから、できる範囲において何とかこれを調和いたしたい。私たちの希望といつたしましては、何と申しましても通貨的な面にこれは重点を置かなければならぬ。併し許された範囲においては何かかしたい、こういう気持を持つておるわけでありませう。そこで国際通貨基金といふものが従来やつて参りましたよ

○波多野野郎君

ちよつと今の国際通貨基金の方針の問題ですけれども、厳格に一オンス三十五ドルというものを守らなくてはならないという方式がきまつたようですが、これは要するに世界の通貨制度といふものが現在一オンス三十五ドルに釘付けしておくことについて釘付けし得ない、要するに必ずしもそれが厳格に守れないような情勢になつて来ているといふことはつきりしております。だからこそそういう一オンス三十五ドルから離れた価格を作つてもいいというふうなことを言つて来た。私は思ふ、金本位制度そのものの根柢に疑念が起きているといふことはあります。一オンス三十五ドルの線を或る程度崩して行かうといふことで、要するに通貨基金の方針に日本も大体従つて、そういう案を出されたと思つたが、その方針そのもの自体はどうなんでしょうか。日本側としてどういふふうな考へておるか。

○政府委員(石田正君)

先ほど油井委員から御質問がありました。日本政府としては国際通貨基金に加盟する考へ方でございます。その法案を追つて審議願うといふことを申上げたのであります。そこで国際通貨基金といふものの加入といふことを前提として一応すべてを考へておられます。なお今お尋ねの点は国際通貨基金において御承知の通り非常な問題の点でございます。といふことは要するに一オンス三

十五ドルというものが果して妥當であるかどうかといふ点でございます。アメリカにおきましては、これは変える必要は全然ないのだと、こういう考へ方をとつておられます。産金国といつたしましては三十五ドルというアメリカの元値を変えてもらいたい、こういう要望がございまして、これは非常に大きな問題になつておるわけで、その問題が片附かないままに、要するに貨幣用の金といふものと産業用の金といふものを分けて、そうしてその産業用の金については別の価格をやつてもよろしいといふのが現段階であります。日本政府といつたしまして国際通貨基金をどう持つて行くかといふふうなことになるかと、これは日本政府自身において国際通貨基金に又入りまして後におきまして、なか／＼日本だけの考へで国際通貨基金をどう動かすといふわけにも行かんと思ひます。それから又今の日本におきましては三十五ドルがもつと違つた価格になるかどうかといふ問題につきましては、今どういふことが事實でございませう。やはりその実情の下においてどうするかといふことをそのとき／＼考へて行くより仕方がないのじやないか、併しこれはいよいよ日本の一ドル三百六十円というのを揺がそう、そういう意圖は毛頭含んでおらんわけでありませう。

○波多野野郎君

輸出用の陶磁器などに使う金です。これは一グラム五百円を拂下げるといふことになしに、何か別の方法は考えられないかと思つたので、といふのは、嚴重に輸出用の金であれば、それは恐らく多くの場合ドル為替手形に換わるもので、ドル為

替手形と金は同じだから、五百円に上げないで何か低いところできめて輸出を奨励して、そしてドル為替手形に書替へて行くといふことになれば大したことじやないが、その辺の操作はできませんか。

○政府委員(石田正君)

これはいろいろの見方によりまして、輸出用のものについてはそれだけの値段にしてはどうか、もとの値段を据え置いたらどうか、こういうことができないかといふことであります。これは需要者として、併しその生産者のほうといつたしましては、それに対しては又別の立場があるわけでありませう。なお先に申しました一オンス三十五ドルといふもの、各国皆金をそのようにやつておるかどうかといふ問題でございます。この問題につきましては、今度のような国際通貨基金のあつた決議に基いて産業用の金について、違つた値段をとつておるといふことになりませう。それらの国におきましては、内需も輸出もやはり産業用の金の値段で取引しておる、こういうことになるのであります。必ずしも三十五ドルを基準にしてやつておるわけはありませう。それから又日本の産金業者とよその国の、例えば対米輸出するところの国の産金業者の立場といふものを考へて見ますと、日本の産金業者といふものは決して有利な地位にあるのではありません。むしろ非常に不利な立場でやつておるといふ点を考へますれば、これは生産者とそれから消費者との關係において或る程度消費者のほうで忍んで行かなければならぬのではないかと、かように考へます。

○波多野君 今の齒科用の金、あれと輸出に使う金を、これは同列に扱うことはどうかと思ふのだが、非常に面倒な問題だと思ふけれども、何かその辺の操作のやり方はないものかということ。

それからもう一つ産金業者にとつては日本の産金業者が例へば南アフリカあたりの産金業者と同じレベルで動いて行くということもできつゝこないと思へば、そこにやはり別の方法を考えなければならぬ、若しそういう必要があるとするれば、つまり国家的な何らかの手を打つて非常な不利な條件の下で作つておる、輸出しておる産金業者を保護して行くという手を打たないと、南アフリカの産金業者と日本の産金業者と競争しろと言つたつてとても問題にはなつたものじやない、で、一律にやらないで、輸出用の金についてはどうかとか或いは産金奨励のためにはどうかとかいふような手を打つことは国際通貨基金に加入する前途に當つて、日本政府としてはまずいですかどうですか。

○政府委員(石田正君) なか／＼混み入つた問題でございます、先ず前段のほうの輸出の問題でございますが、これは輸出の問題につきましては、ただ輸出ができるから特別な値段を設定するということが必ずしもその通り行つてよろしいかどうかという疑問の点もあるわけでございます、と申しますのは先ほどのお話でアメリカへ出るのだからドルと同じではないかというお話がございました。勿論そういう面も多いと思ひます。併しながら、そうでない、いわゆるポンドを稼ぐ地

域に出て行くものもかなり多いのでございませう。それらのものを實際の運用上分けて行くのであります。御承知の通り金液でございますが、あれは金液の分をどうにかあとか分けておきまことはなかつたか、むずかしい、それから輸出用と申しましても、大きなものは陶磁器の金液でございますが、そのほかには万年筆というふうなものがございますが、これらのものがアメリカへ出るといふよりも、むしろ東南アジア地域にポンドを相手に出るといふことも多いわけでございます。これらのものはそれ／＼の輸出品の性質、それから使途、その他もございましてなかなか一律に分けるといふのが困難な事情でございます。それらの点がまあ金と

か一律に分けるといふのが困難な事情でございます。それらの点がまあ金といふものは実際上みんなドル地域へ行くと申すれば、又同じような考えも立つかと思ひますが、實際はなか／＼困難でございます。

それから実はあとのほうの問題でございますが、日本の産金業者に対して特別の助成をしたらというお話でございます。これは若し輸出いたしました金が全部産金業に行きましても、そうして貨幣用としては全然買上げない、こういう決議がござりますれば一つの行き方だと思ひます。併しながら何と申しましても現状では貨幣用というものに相当行つていくのが実情でございます。こういう貨幣用に行きます場合におきましては、国際通貨基金の建前といたしましては、そういうものについては一切助成金を出してはいかん、補助金を出して、そうして貨幣用の金といふものの算出を助成することはいけません、それで今度の産金業の金について

も別にする、この外へ産金業として出すものについていろいろ補助金の問題につきましても補助金を削るとか削らんとかいう問題がございまして、各回の事情によりまして違つてくるものもあるかと思ひますが、併し一般に申しまして国際通貨基金では貨幣用のものについては助成をするということは何と申しますか、これは平価を算するという思想が根本にあるわけでございます。それらのところを眺め合せてやつて行かなければならぬ、それで我々のほうは産金一グラムについて幾ら補助するといふ、コストをペイするといふ形で補助をいたしまして、そうしてそれを貨幣用の金としてとつて行くということに相成りますと、これはもう明らか

に相成りますと、これはもう明らかにかんといふことを言われる處れがあるのです。そこで産金業助成金とか何とかいふような形でカモフラージュして、或る程度助成をしておるといふのが実情でございます。

○波多野君 今の産金業の金だけに ついて助成をするとか、或いは又ドル地域へ輸出される金についても今特別価格を認めるといつたような手を昨日は塩の問題で大分論議になつたのだが、ああいつたような方法をどうにか考へていなかつたのですか。

て、将来お話のような点は研究の余地があるかと思ひますけれども、とにかくスタートして見ないことにはわからん点でございますので、大蔵省といたしましては、先ほど波多野先生からお話のありましたような場合に、二重価格でやるということ自体がどうかといふことを非常に心配しながら実はやつておるのが実情でございます、更に複雑ないろいろと手をこましたことをやるということがどういふ反響があるか、やるといふか、そういうことも考へなければいかん、取り敢えず今各々がやつておる程度のことだけに止めておきたい、かように考へております。

○小林政夫君 大きい問題は済んだので逐條的に念のためお伺いしておきます。その前に今の波多野委員との応答の最後の問題ですが、産金業者を大蔵省側において余り助成的なことを考へないといふことが我々に來ておる陳情等によつてもまあ相当さういふ不平を訴えておる、その一点として大体アメリカの奢侈品相場で行くということになつておるにいかかわらず、三百六十円のレートで買つたときでもなかなか今の四百一円までには……、一年間ぐらい前は三百幾らというふうなことで、そうすぐには奢侈品相場にしてもらえないといふようなことも言つておる。又各国の例を見ても、かなり国際通貨基金の了承を得て減税その他についていろいろ助成策が講ぜられておるわけですが、十分まあその意思を持つて通貨基金当局と話をすれば、日本は例へば金利等の問題についても非常に一般的にまあアメリカ等に比べて高いといふようなことから考へても、政府の低利資金も貸してやると

いうような助成方法があるわけですが、十分通貨基金当局と話合つて、日本の特殊事情を話して了解を得て、その助成策といふものについては積極的に考へるお氣持があるのかどうか、一つ大蔵当局にお伺いいたします。

○政府委員(石田正君) これは国際通貨基金の加入はまだ実現いたしておりません。で、この実現する前提として金の問題も持ち出しまして向うと交渉するといふことは私はむしろ適當ではないのじやないかと考へておるわけですが、ただ加入いたしました後におきまして、向うとよく話を合して、そうして許されるものであり、而もそれが日本の国内事情から見ても適當であるものであれば、それは考へて行かなければならぬのじやないか、かように考へております。

○小林政夫君 それから第三條の二項で造幣庁が金、地金の精製を頼まれてやつた実績はどの程度になつておりますか。

それから序にその主務省令で定める精製に要する費用といふものについて、はどいふような金額か、できれば今日上げる趣旨だから簡単に明快に答えてもらいたい。

○説明員(横山正臣君) 造幣庁などの手数料についての御質問だと思ひます。造幣庁におきましては一グラムについて四円の手数料でございます。

○小林政夫君 実績は……、どのくらい精製やつていますか。

○政府委員(石田正君) 小林委員からの御質問の前段は、造幣庁がどのくらい精製をやつていられるかという実績でございますが、これは大体今の産金業者は相当な製錬設備を持つていまして、

相当しい品位のものにみずから精製することができるとあります。それから又設備を持つていないところでありまして、同業者に頼んでそして精製するということが多いのでありまして、造幣庁が精製を依頼されるということは實際問題としてそう大きなものではないので、大部分のものは産金業者が製錬をいたしましてそれを造幣庁に持つて行くことになつています。

○小林政夫君 いや、そう思つてから聞いています。一体どのくらいになつてはいるか……、それじや調べられる間、次に行きます。

第十一條第六項の資力或いは医療能力の判定ですね、医療能力によつて割当を考へる、その医療能力等の判定の方法はどういうふうにするのですか、第十一條の第六項。

○政府委員(石田正君) これは実は厚生省のほうへ私たちのほうとしては一任いたしました。やつておるわけでありまして、何と申しますか、的確なことは、どういふ基準でやつておるかといふことは、つきり申上げかねるのがあります。要するに、販売業者が金がない、ただ持つて行つてしまふといふようなことも困るし、やはり代金回収といふような点についても確實であるといふようなことを考へなければなりません。又お医者さんの場合におきまして、お医者さんがあまり患者が来ないのに余計来て困るといふようなことで、厚生省のほうで判定されておるわけです。

○小林政夫君 判定の基準は従つて診療費の収入であるとかいふことは、逆に税金をどれだけ納めるとか、患者の数を考へるのかどうかといふことな

んです。まあそれはいいです。それから同條の第七項の、価格が、さつき油井委員の質問と関連して私が尋ねた第十條の販売価格との関係はどういふふうになりますか。要するに齒科用金地金の販売業者の場合と、一般の加工用金販売業者のマージンとは違ふのか違わないのか。

○政府委員(石田正君) この第七項の場合、これは金が或る量とまりまして、一括して拂下がありまして、それを今度は細かく切りまして、そうしてやるわけでございます。この切斷いたしましたり、細片にいたしましたり、その手数料を考へましてきめるわけでございます。

○小林政夫君 きめられるのですが、前は一般用の加工用金販売業者のマージンは四四以内、これだと相当手が込むからそれは四四か、どのくらいに考へておるか。

○政府委員(石田正君) これは厚生大臣がきめておるのでございますが、今申上げました切るような費用と、それから又、例えば大阪なら大阪で一括して扱いましたものを、九州なら九州のお医者さんのところまで届けるというような費用も考へておるのであります。この点は厚生大臣がやつておりますので、大蔵省といたしましては、この価格がどういふふうになつておるといふことを今実は資料を持ち合せたのであります。

○小林政夫君 最後に第十九條の第三項、これは非常にややこしい書き方があるのですが、具体的にどういふことを考へておるのだといふことをお話し願ひたい。

○政府委員(石田正君) これもやはり厚生大臣のほうでやりになつておるのであります。要するにこのところの趣旨は一人の人があつちこつちに關係して幾つにも分けてやつたりなんかしては困る、そういうところを取締ろうといふ趣旨でやつておるわけでございます。

○小林政夫君 その趣旨はわかるんだけれども、これは事業上の關係があるかといふことを實際どの程度まで書くかです。厚生省關係はあんたにはわからんといふことで、僕の質問に対しては三点満足な答弁は得られませんが、からもうよろしい。

○委員(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて差支ありませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは答否を明らかにしてお述べ願ひます。

別に御発言もないようですが、討論は結局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。貴金屬管理法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

○委員(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。それでは多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
黒田 英雄 岡崎 眞一
菊田 七平 波多野 鼎
森 八三一 油井賢太郎
小宮山常吉 大矢半次郎
小林 政夫
○委員(平沼彌太郎君) 本日はこれにて散會いたします。
午後零時四十九分散會

五月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律案

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律案

(目的)
第一條 この法律は、國際通貨基金(以下「基金」といふ。)及び國際復興開發銀行(以下「銀行」といふ。)

に加盟するために必要な措置を講じ、並びに國際通貨基金協定及び國際復興開發銀行協定の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資額)
第二條 政府は、基金及び銀行に対し、それぞれ、この法律施行の日における基準外国為替相場(外国為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七條第一項の基準外国為替相場をいふ。)で換算した本邦通貨の金額が九百億圓に相當する國際通貨基金

協定第四條第一項(a)に規定する合衆國ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

(出資の方法)
第三條 政府は、基金に対しては、金及び本邦通貨で、銀行に対しては、金又はアメリカ合衆國通貨その他の外國通貨及び本邦通貨で、前條の規定による出資をすることができ。

(日本銀行所有金地金の買入)
第四條 政府は、前條の規定により基金に出資する金の一部に充てるため、日本銀行に対し、その所有する金地金を、必要な量に限り、売渡を命じた時における帳簿価格で、政府に売り渡すことを命ずることができ。

2 前項の規定により日本銀行から買入れた金地金に係る同項に規定する価格による金額と同項の規定により売渡を命じた時における金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六條に規定する価格による金額との差額については、別に法律で定めるところにより、処理するものとする。

(國債による出資)
第五條 政府は、第三條の規定により基金及び銀行に出資する本邦通貨に代えて、その一部を國債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として國債を發行することができる。

3 前項の規定により發行する國債には、利子を付けない。
4 第二項の規定により發行する國債は、第七條第一項の命令に従い

買取る場合を除く外、何人も、基金又は銀行から譲り受けることができない。

5 第二項の規定により発行する国債の交付価格は、額面百円につき百円とする。

(国債の償還)

第六條 政府は、基金又は銀行から前條第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債の全部又は一部につき償還の請求を受けたときは、直ちにその償還をしなければならぬ。

(償還財源が不足する場合の措置)

第七條 政府は、第五條第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債につき償還の請求を受けた場合において、緊急やむをえない事由があるため又は償還財源に不足があるため当該請求に係る金額の全部又は一部の償還を行うことができないときは、日本銀行に対し、政府が償還を行うことのできない金額に相当する額に限り、当該国債を基金又は銀行から買取ることを命ずることができる。

2 政府は、前項の命令に従い日本銀行が買取つた国債については、第五條第三項の規定にかかわらず、日本銀行が買取つた日から利子を付け、及び償還期限を定めることができる。

3 前項の場合において、当該国債の償還期限及び利率は、第一項の規定により日本銀行が国債を買い取つた日の現況による他の国債の発行条件に準じて、大蔵大臣が定める。

(国債に関する細目)

第八條 前三條に規定するものの外、第五條第二項の規定により発行する国債(前條第一項の規定により日本銀行が買取つた国債を含む。以下同じ。)に關し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第九條 政府は、第五條第二項の規定により発行する国債の償還金及び第七條第二項の規定による利子の支出に必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用)

第十條 第五條第二項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二條第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

(基金との取引)

第十一條 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の同意を得て、外国為替資金特別会計の負担において、基金との間に左に掲げる取引を行うことができる。

- 一 本邦通貨による他の基金加盟国通貨の基金からの買入
- 二 金による他の基金加盟国通貨の基金からの買入
- 三 基金の保有する本邦通貨の買入

いもとし

四 前各号に掲げるものの外、大蔵大臣の指定する取引

(寄託所の指定)

第十二條 政府は、国際通貨基金協定第十三條第二項及び国際復興開発銀行協定第五條第十一項の規定に従い、基金及び銀行の保有する

すべての本邦通貨の寄託所として日本銀行を指定する。この場合において、日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七條の規定にかかわらず、基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

(実施規定)

第十三條 前各條に定めるものの外、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の履行のため必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。